

平成25年11月教育委員会会議の要旨

1 日 時

平成25年11月21日（木）

開会 14時 閉会 16時40分

2 場 所

教育庁教育委員会室

3 出席委員

| | |
|----------|-------|
| 委員長 | 山縣 俊郎 |
| 委員長職務代理者 | 稲野 靖枝 |
| 委員長職務代理者 | 岡野 芳子 |
| 委員 | 中田 範夫 |
| 委員 | 宮部 秀文 |
| 委員（教育長） | 田邊 恒美 |

5 出席者

| | |
|---------------------|-------|
| 教育次長 | 上野 清 |
| 教育次長 | 竹本 芳朗 |
| 審議監 | 小西 哲也 |
| 審議監 | 河村 行則 |
| 教育政策課長 | 河村 邦彦 |
| 教職員課長 | 廣川 晋 |
| 義務教育課長 | 清時 崇文 |
| 高校教育課長 | 岩本 龍治 |
| 特別支援教育推進室次長 | 石本 正之 |
| 社会教育・文化財課長 | 藤村 恭久 |
| 世界スカウトジャンボリー開催支援室次長 | 河村 祐一 |
| 人権教育課長 | 尾崎 敬子 |
| 学校安全・体育課長 | 栗林 正和 |
| 教育政策課企画監 | 濱井 昭巳 |
| やまぐち総合教育支援センター次長 | 十河 悟 |

議 案

議案第1号『平成25年度山口県一般会計補正予算（第5号）についての意見の申出について（報告承認）』

【概要】

11月補正予算(案)の概要

1 歳出予算の補正

教職員給与費について、人事委員会勧告を受け、所要の補正を行うもの。

【補正内容】

(単位：千円)

| 区 分 | 改定概要等 | 補正額 |
|-----|---|---------|
| 給 料 | 給料表の引上げ改訂(平均0.23%増) ・行政職 0.24%増 ・教育職(高校) 0.22%増 ・教育職(義務) 0.22%増 ・海事職 0.26%増 ・医療職(栄養士) 0.15%増 | 135,569 |
| その他 | 給料表の引上げ改訂に伴う共済費等の増 | 87,211 |
| 合 計 | | 222,780 |

2 繰越明許費

施工方法に変更が生じ、年度内の工事完了が困難となった箇所について繰越明許費を設定するもの。

【繰越内容】

(単位：千円)

| 事 項 | 金 額 | 事業箇所等 | 備 考 |
|-------|---------|--------------------------|---|
| 校舎改築費 | 445,801 | 防府商工高校 第2体育館他 新築工事 | 当初想定していた工事車両進入路が使用できなくなり、工事施工方法を変更したため。 |

議案第2号『一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について（報告承認）』

議案第3号『一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について（報告承認）』

【概要】

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

平成25年10月11日に行われた人事委員会報告及び勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年山口県条例第2号）、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年山口県条例第49号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年山口県条例第50号）並びに一般職に属する学校職員の給与に関する条例（昭和27年山口県条例第6号）の一部を改正しようとするものである。

2 人事委員会報告及び勧告に係る改正の概要

(1) 給料表の改定

下表のとおり、所掌する条例の給料表について引上げ改定を行う。

(2) 期末手当及び勤勉手当の改定

改定を行わない。

(3) 施行期日

下表のとおり施行する。

| 対応議案 | 議案第2号 | | | 議案第3号 |
|--------|-----------------|----------------------|---------------------|----------------------|
| 条例名 | 一般職の職員の給与に関する条例 | 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例 | 一般職の任期付職員の採用等に関する条例 | 一般職に属する学校職員の給与に関する条例 |
| 給料表 | | | | |
| 行政職 | ○ | | | ○ |
| 公安職 | ○ | | | |
| 海事職 | ○ | | | ○ |
| 研究職 | ○ | | | |
| 医療職(一) | ○ | | | |
| 医療職(二) | ○ | | | ○ |
| 教育職(一) | | | | ○ |
| 教育職(二) | | | | ○ |
| 任期付研究員 | | ○ | | |
| 任期付職員 | | | ○ | |
| 施行期日 | 規則で定める日 | 公布の日 | 規則で定める日 | 規則で定める日 |
| 適用日 | 平成25年4月1日 | 公布の日 | 平成25年4月1日 | 平成25年4月1日 |

議案第 4 号『職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての意見の
申出について（報告承認）』

【概要】

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

職員の年齢別構成の適正化を通じた組織活力の維持等を図るため、「国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 96 号）」の一部が施行され、「国家公務員退職手当法施行令（昭和 28 年政令第 215 号）」の一部が改正されたことに伴い、職員の退職手当に関する条例についてもこれに準じた改正を行う必要がある。

2 改正の概要

(1) 早期退職募集制度の導入

任命権者が、年齢等を特定して早期退職募集を行い、これに応募し認定を受けて退職する職員については、応募認定退職者として取り扱う。

(2) 定年前早期退職特例措置の拡充

勤続 20 年以上かつ定年退職前 15 年内の応募認定退職者等について、退職手当の基本額を退職時の定年までの残年数 1 年当たり 3%（残年数が 1 年の場合は 2%）割増する。

| 区 分 | 現 行 | 改 正 後 |
|-----------|-----------------------|---------------------------------------|
| 退 職 理 由 | 勸奨退職等 | 応募認定退職等 |
| 勤 続 期 間 | 20 年以上 | 20 年以上 |
| 定 年 前 年 数 | 10 年内（50 歳以上） | 15 年内（45 歳以上） |
| 割 増 率 | 1 年につき 2% （最大 20%） | 1 年につき 3%（残年数 1 年 の場合は 2%）（最大 45%） |

※ 1 勤続年数は、在職期間から休業期間等を除算したもの

※ 2（）内は定年年齢が 60 歳の場合の年齢

(3) 施行期日

公布の日から施行する。

- ◆『平成26年度山口県公立小・中学校及び県立学校教職員人事異動方針』について、報告された。

平成26年度山口県公立小・中学校及び県立学校教職員人事異動方針

山口県教育委員会

未来を拓くたくましい「やまぐちっ子」の育成のためには、教育改革を着実に推進するとともに、各学校の組織力を強化し、家庭・地域と連携しながら、教育力の向上を図ることが必要である。

このため、教職員人材育成基本方針に基づき、各学校において、教職員一人ひとりがそれぞれの資質能力の向上を図り、専門性を発揮しながら、特色ある学校づくり、確かな学力や体力の向上、生徒指導の充実、キャリア教育の推進などの諸課題に組織的かつ適切に対応できるよう、下記の点を踏まえ、厳正に人事の刷新を図り、全県的な視野に立って、適材を適所に配置する。

記

- 1 各学校の教職員については、専門性、現任校の勤務年数及び各学校の教職員構成等を踏まえ、適切な配置を進める。

なお、同一校勤務が、小・中学校においては7年、県立学校においては10年（小・中学校採用者は7年）を超える者については、原則として異動を行う。

- 2 校長、教頭等の管理職の採用・昇任に当たっては、多様な教職経験を有する者で、教育目標の実現に積極的に取り組み、活力ある学校運営を行うとともに、教職員の資質能力の向上のために指導力を発揮することができる人材を選任する。

- 3 新規採用者については、学校や地域の状況等を踏まえ、計画的な配置を行う。

- 4 地域間、小・中・高等学校と特別支援学校間等の人事交流を推進する。

特に、小・中学校においては、地域間及び規模の異なる学校間の交流を、また、高等学校においては、全日制・定時制・通信制課程間、普通科・専門学科・総合学科高校間及び普通科高校の地域間の交流を、さらに、特別支援学校においては、特別支援学校間及び小・中・高等学校等との交流を積極的に行う。

- ◆『平成26年度山口県立学校任期付職員（船員）採用選考試験の実施』について、報告された。

平成26年度山口県立学校任期付職員（船員）採用選考試験 の実施について

1 選考職種、採用予定人員及び職務の概要

| 職 種 | 採用予定人員 | 職 務 の 概 要 |
|----------|--------|---|
| 船 員（通信長） | 1 人 | 山口県・福岡県・長崎県が共同運航する実習船「海友丸」に乗り組み、通信長業務に従事する。 |

- 2 任 期** 平成26年4月1日～平成27年3月31日（1年間）
※ 採用された日から5年を超えない範囲内で更新可能
- 3 受 験 資 格** ① 平成26年4月1日以降の乗船が可能な者
② 1級の海技士（通信）の免許を有する者又は2級の海技士（通信）及び3級の海技士（電子通信）の双方の免許を有する者（平成26年3月31日までに取得見込みの者を含む。）
- 4 試 験 の 期 日** 平成25年12月16日（月）
- 5 試 験 会 場** 山口県庁本館棟14階教育庁1号会議室他
- 6 試 験 の 内 容** 口述試験
- 7 志 願 書 類 の 受 付** 平成25年11月11日（月）から11月28日（木）まで
- 8 志 願 書 類 の 請 求** 山口県教育庁高校教育課のホームページからダウンロード
(<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a50300/index/>)
- 9 合 格 者 の 発 表** 合格発表日を選考試験当日、受験者に通知

【 質 疑 】

- 岡 野 委 員：公募対象者は全国からか、それとも山口・福岡・長崎の3県からだけか。
- 高校教育課長：全国が対象である。

◆『平成26年度山口県公立高等学校等入学者選抜実施要領』について報告された。

平成26年度山口県公立高等学校等入学者選抜実施要領について

公立高等学校入学者選抜実施要領（概要）

1 募 集

(1) 応募資格

次の各号のいずれかに該当する者が応募できる。

- ア 中学校又はこれに準ずる学校（以下「中学校」という。）の卒業生
- イ 平成26年3月中学校卒業見込みの者
- ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の各号のいずれかに該当する者

(2) 募集方法

募集は、第一次募集、推薦入学、連携型中高一貫教育に係る入学者選抜及び第二次募集とする。

第二次募集は、第一次募集の選抜の結果、合格者が募集人員に満たない学校、学科について実施する。

山口県立周防大島高等学校普通科及び地域創生科については、県外からも募集を行う。なお、県外から入学させることができる人数は、原則として両学科とも入学定員の10%に相当する人数以内とする。

2 第一次募集

(1) 日 程

- ア 志願登録の期間 2月 7日（金）から2月13日（木）午前10時まで
- イ 出 願 の 期 間 2月18日（火）から2月21日（金）午前10時まで
- ウ 学 力 検 査 3月 6日（木）
- エ 選抜結果の発表 3月14日（金）午前10時

(2) 志願登録

第一次募集に出願しようとする志願者は、第一志願の課程・学科について、在学又は卒業中学校の校長（以下「中学校長」という。）を経由して、志願先高等学校の校長（以下「高等学校長」という。）宛てに入学志願の登録をする。

(3) 出 願

志願者は、2以上の学校に出願することはできない。ただし、同一の学校については、他の学科、他の課程又は本・分校を第二志願として出願することができる。

(4) 学力検査

ア 実施教科

国語、社会、数学、理科及び英語（英語はリスニングテストを含む。）

イ 配 点

各教科とも50点とする。

ウ 検査時間割

右の表（学力検査時間割）のとおりである。

学力検査時間割表

| 時限 | 教 科 | 検 査 時 間 |
|----|---------|-------------------|
| 1 | 国 語 | 9:00～ 9:50 (50分) |
| | (休 憩) | |
| 2 | 数 学 | 10:10～11:00 (50分) |
| | (休 憩) | |
| 3 | 英 語 | 11:20～12:10 (50分) |
| | (昼 食) | |
| 4 | 社 会 | 13:00～13:50 (50分) |
| | (休 憩) | |
| 5 | 理 科 | 14:10～15:00 (50分) |

(5) 定時制課程における特例措置

ア 定時制課程において、平成26年4月1日現在、満18歳以上の志願者で、特例措置を希望する者については、学力検査を行わず、小論文でこれに代えることができる。

イ 特例措置を希望する志願者は、願書とあわせて、定時制課程特例措置申請書を高等学校長に提出する。

(6) 面接・小論文・実技検査・学校指定教科検査

第一次募集において、面接・小論文・実技検査・学校指定教科検査を実施できる。

(7) 選 抜

選抜は、中学校長から送付された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査の成績及び面接、小論文、実技検査、学校指定教科検査の結果等を資料として、各高等学校、学科の教育を受けるに足る能力・適性等を判定し、高等学校長が行う。

3 推薦入学

(1) 実施学校・学科及び募集人員

ア 推薦入学は、全日制課程において実施する。

イ 推薦入学を実施する際の募集人員は、次の表のとおりとし、この範囲内で高等学校長が定める。

| 実 施 学 科 ・ コ ー ス | 募 集 人 員 |
|-------------------------------------|-------------------|
| 全 て の 学 科 ・ コ ー ス (普通科体育コースを除く。) | 入学定員の50%に相当する人数以内 |
| 普 通 科 体 育 コ ー ス | 入学定員の75%に相当する人数以内 |

(注 いずれも一人未満の端数があるときは、これを切り上げた人数とする。以下同じ。)

ウ 山口県立周防大島高等学校普通科及び地域創生科について、推薦入学により県外から入学させることができる人数は、両学科とも入学定員の5%に相当する人数以内とする。

(2) 日 程

ア 出 願 の 期 間 1月24日(金)から1月29日(水)午前10時まで

イ 面接等の実施日 2月 5日(水) (2月6日(木)にも行うことが可能)

ウ 選抜結果の通知 2月13日(木)午前10時以降に中学校長及び本人に通知

(3) 応募資格

ア 平成26年3月中学校卒業見込みの者

イ 当該学校、学科・コースに対する適性及び興味・関心を有し、志願の動機、理由が明白、適切であるとともに、当該学校、学科・コースの教育課程を修了するに足る能力を有すること。

ウ 高等学校長が定める推薦要件を満たしていること。

(4) 出 願

志願者は、願書及び志願理由書を、出願の期間中に、中学校長を経由して、高等学校長に提出する。

(5) 面接・小論文・実技検査

推薦入学において、面接を実施する。また、小論文・実技検査を実施できる。

(6) 選 抜

選抜は、中学校長から送付された推薦書、調査書、志願理由書及び面接、小論文、実技検査の結果等を資料として、高等学校長が行う。

4 連携型中高一貫教育に係る入学者選抜

(1) 実施学校及び募集人員

連携型中高一貫教育に係る入学者選抜は、山口県立周防大島高等学校〔普通科・地域創生科〕（以下「連携高等学校」という。）において実施する。

募集人員は、入学定員内とし、特に定めない。

(2) 日 程

ア 出願の期間 1月24日（金）から1月29日（水）午前10時まで

イ 面接等の実施日 2月5日（水）（2月6日（木）にも行うことが可能）

ウ 選抜結果の通知 2月13日（木）午前10時以降に中学校長及び本人に通知

(3) 応募資格

周防大島町立久賀中学校、大島中学校、東和中学校及び安下庄中学校のいずれかの中学校を平成26年3月卒業見込みの者で、中高一貫教育における活動の記録を提出できるもの

(4) 出 願

志願者は、願書及び活動の記録を、出願の期間中に、(3)の応募資格に掲げる中学校の校長（以下「連携中学校長」という。）を経由して、連携高等学校の校長（以下「連携高等学校長」という。）に提出する。

(5) 面接・小論文

連携型入学者選抜において、面接及び小論文を実施する。

(6) 選 抜

選抜は、連携中学校長から送付された活動の記録及び面接、小論文の結果等を資料として、連携高等学校長が行う。

5 第二次募集

(1) 実施学校・学科及び募集人員

第二次募集を実施する学校、学科及び第二次募集に係る募集人員等は、3月14日（金）に県教育委員会が発表する。

(2) 日 程

ア 出願の期間

全日制課程 3月17日（月）～3月19日（水）午後2時まで

定時制課程 3月17日（月）～3月25日（火）正午まで

イ 面接等の実施日

全日制課程 3月20日（木）

定時制課程 3月26日（水）

ウ 選抜結果の発表

全日制課程 3月24日（月）正午

定時制課程 3月27日（木）正午

(3) 応募資格

平成26年度山口県公立高等学校入学者選抜のための学力検査を受検した者で、公立高等学校の入学確定者以外のものが応募できる。

なお、定時制課程については、学力検査を受検しなかった者も応募できる。

(4) 出 願

出願は、第一次募集に準じて行う。

(5) 面接・小論文・実技検査等

第二次募集において、面接を実施する。また、小論文・実技検査を実施できる。

(6) 選 抜

選抜は、第一次募集に準じて行う。

県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要領（概要）

1 募 集

(1) 応募資格

次の各号のいずれかに該当する者が応募できる。

- ア 特別支援学校中学部の卒業生及び平成26年3月卒業見込みの者
- イ 中学校の卒業生及び平成26年3月卒業見込みの者で、障害のあるもの
- ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の各号のいずれかに該当する者で、障害のあるもの

(2) 入学定員

入学定員は、山口県教育委員会が別に定める。

2 出 願

(1) 願書の受付

平成26年1月31日から2月14日午前10時までとする。

- #### (2) 志願者は、出身学校長を経て入学願書及び調査書（いずれも各学校所定のもの）を受付期間中に、志願先学校の校長に提出する。

3 検 査

検査は、平成26年3月3日に各学校において実施する。

4 選 抜

選抜は、出身学校長から送付された調査書その他必要な書類、選抜のため各学校が実施する諸検査の結果等を資料として、校長が行う。

5 選抜結果の処理等

- #### (1) 校長は、平成26年3月10日午前10時に各学校で合格者を発表するとともに、出身学校長及び本人に通知する。

- #### (2) 第二次募集は、第一次募集の選抜の結果、定員に満たない学校について、次により実施する。

ア 出願の期間

平成26年3月11日から3月14日午後3時までとする。

イ 第一次募集で出願した学校に出願することはできない。

ウ 第二次募集を実施する学校及び募集人員については、3月10日正午以降、県教育委員会（TEL 083-933-4615）に問い合わせること。

エ 二次検査

平成26年3月17日に各学校において実施する。

オ 二次発表

平成26年3月18日午前10時に各学校で合格者を発表するとともに、出身学校長及び本人に通知する。

協議事項

◆『請願の取扱い』について、協議された。

【概要】

- 岩国市民オンブズマン代表 水谷寿延 氏及び久賀高等学校同窓会会長 小原勇氏の連名で、「山口県教育長の解職を求める請願」及び「調査等を求める請願」が提出され、その取扱いについて協議された。
- 会議では、事務局から請願に記載された事実の内容等について改めて説明を求め、山縣委員長が請願の取扱い対する意見を述べた。
- 委員長の意見を受け、教育委員合議のもと、請願は不採択と決定した。

◆『山口県特別支援教育ビジョン第2期実行計画の見直し』について、協議された。

I 山口県特別支援教育ビジョン実行計画(第2期)の見直しについて

1 「第2期実行計画」の見直し項目

本県においては、平成23年度から、「山口県特別支援教育ビジョン実行計画(第2期)」(以下、「第2期実行計画」とする。)に基づき、特別支援教育の推進に向けた取組を展開しています。

こうした中、本県特別支援教育を取り巻く状況が変化し、対応すべき課題が生じてきたことから、「第2期実行計画」の中間年に当たる本年度に見直しを行いました。

本「見直し」は、「第2期実行計画」の見直し項目における現状と課題及び対応をまとめたものであり、その他の内容については、従来の計画に基づいて、引き続き取組を進めます。

<「第2期実行計画」の見直し項目>※今回見直した項目をアンダーラインで示しています。

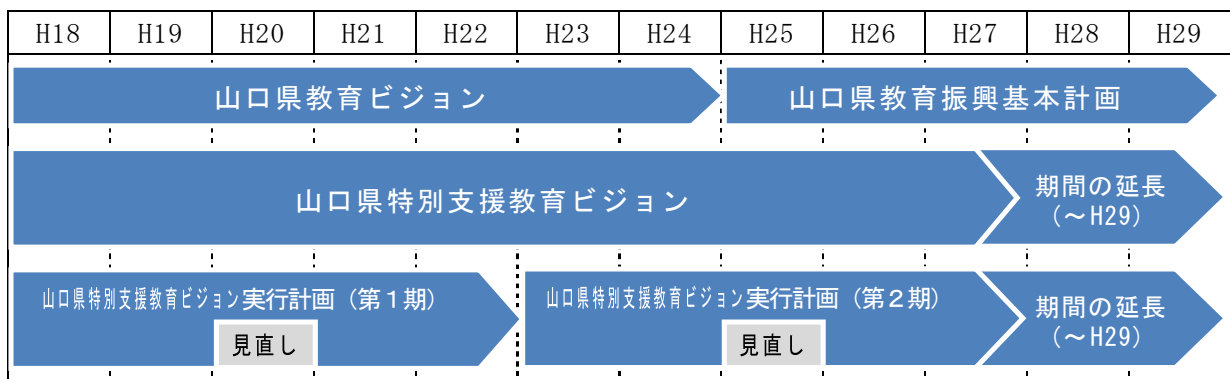
| 「第2期実行計画」の構成(項目) | 課 題 |
|---|---|
| <p>IV 県立学校における特別支援教育の充実</p> <p>1 総合支援学校における取組</p> <p><u>(1) 総合支援学校における教育の充実</u></p> <p><u>(2) 特別支援教育の拠点としての総合支援学校</u></p> <p><u>(3) 学習環境の充実</u></p> <p>(4) 理解啓発の推進</p> <p>2 県立高等学校等における取組</p> <p>(1) 発達障害等の生徒への支援の継続</p> <p>(2) 発達障害等の生徒への全校体制による支援の充実</p> <p>V 市立幼稚園・小・中学校における特別支援教育の充実</p> <p>1 きめ細かな支援のための校内体制づくり</p> <p>(1) 市立教育委員会の取組に対する支援</p> <p>(2) 全校体制による林居支援の実効性の向上</p> <p>(3) 「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」の作成と活用</p> <p>2 発達障害等を含めた障害の奥層に即した支援</p> <p>(1) 発達障害等への適切な支援</p> <p>(2) 発達障害の児童生徒等への効果的な指導・支援</p> <p>(3) 市立教育委員会の主体的な取組の促進</p> <p>3 特別支援学級や通級指導教室における指導の充実と柔軟な活用</p> <p>(1) 特別支援学級、通級指導教室における指導の充実と柔軟な運用</p> <p>(2) 学校等を支援するシステムの構築</p> <p>VI 地域における相談支援の充実</p> <p>1 幼稚園、保育所等の幼児期における相談支援の充実</p> <p>2 ふれあい教育センターを中核とする相談支援体制の構築</p> <p>3 地域におけるネットワークづくり</p> <p>(1) 県教育委員会の役割</p> <p>(2) 市立教育委員会の役割</p> <p><u>4 理解啓発の推進</u></p> <p>VII 教職員の専門性の向上</p> <p>1 教職員の専門性と研修</p> <p>(1) やまぐち総合教育支援センターの研修の充実</p> <p>(2) 総合支援学校教員の免許判定保有の原則義務化と指導領域の拡充足進</p> <p>(3) 教員の自主的な研修への支援</p> <p>2 開かれた学校づくりと外部人材の参画</p> <p><u>3 人事交流の促進</u></p> | <p>① 総合支援学校における自閉症のある児童生徒の教育の充実</p> <p>② 総合支援学校高等部生徒の自立と社会参加をめざす職業教育の充実</p> <p>③ 特別支援教育の拠点としての今後の総合支援学校の在り方</p> <p>④ 総合支援学校における防災教育の充実</p> <p>⑤ 特別支援教育についての理解の促進</p> <p>⑥ 教員の実践的指導力の一層の向上</p> |

2 「第2期実行計画」の期間

本県では、平成18年3月に「山口県特別支援教育ビジョン」を策定し、ビジョンの期間である平成18年度から平成27年度までの10年を前後半の5年ごとに区切り、それぞれ実行計画を作成し、施策を具体的、計画的に進めています。

「第2期実行計画」の期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間としていましたが、「山口県教育ビジョン」の次期計画である「山口県教育振興基本計画」の計画期間との整合性を図り、「山口県特別支援教育ビジョン」及び「第2期実行計画」の計画期間を2年延長し、平成29年度までとします。

今回、追加した内容も含め、保護者の方や学校現場等の幅広い意見を踏まえながら、「第2期実行計画」に基づき、計画的かつ着実な推進を図ります。



Ⅱ 見直し項目における現状と課題及び対応

総合支援学校における教育の充実 <実行計画13ページ IV1(1)>

課題①「総合支援学校における自閉症のある児童生徒の教育の充実」

現状と課題

総合支援学校においては、知的障害のある児童生徒数の増加が顕著であり、中でも、旧知的障害養護学校であった総合支援学校においては、自閉症を併せ有する児童生徒が増加傾向にあります。

こうした中、自閉症の特性に応じた教育課程の運用や、教員が連携した具体的な指導や支援の工夫など、学校・学部としての専門性の一層の向上が求められています。

対 応

- 自閉症のある児童生徒一人ひとりの障害の特性に応じた教育課程の編成や自閉症教育の専門性を高めるための実践研究の成果を県内の各総合支援学校に普及します。
- 各総合支援学校において、自閉症の特性に応じた適切な指導や支援についての研修会を計画的に開催するなど、教員の専門性向上のための取組を進めます。

課題②「総合支援学校高等部生徒の自立と社会参加をめざす職業教育の充実」

現状と課題

近年、障害のある生徒の就労を取り巻く社会状況は大きく変化してきています。障害者就業・生活支援センターが整備されるとともに、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、障害のある方の法定雇用率が引き上げられるなど、障害者の就労支援体制の整備や雇用促進に向けた取組が進んでいます。

一方、障害のある生徒の就職先を産業別に見ると、第3次産業の割合が高くなっています。企業の多くは、特定の職業や作業に関する能力に加え、働くことの意義の理解、コミュニケーション・スキル、状況を判断する力、場に応じた言動等を重視するようになってきています。

また、生徒が卒業後、より充実した生活を送るためには、働くことへの意欲や自信をもつとともに、余暇利用の意義や方法についての理解を深めるなど、積極的に自己実現を図ろうとする態度を在学中から育てていくことが大切です。

こうした中、総合支援学校高等部生徒の就職希望者の就職率の一層の向上、卒業後の職場定着及び主体的な社会参加の促進に向けた取組の充実が課題となっています。

対 応

- 障害のある生徒の企業への就職を一層促進していくために、各学校の高等部における職業教育の見直しを進めるとともに、より専門的な職業教育を行うことのできる教育環境の整備について検討します。
- 高等部の作業学習等の取組が、生徒の就職に結び付くよう、企業等のニーズや地域の実態等を踏まえた新しい作業種目の設定について検討します。
- 各学校の実情や生徒の障害の状態等に応じた、技能競技大会やスポーツ等への参加、協力等の機会を活用するなどして、仕事や余暇利用等についての生徒の関心・意欲を高め、卒業後の充実した職業生活や社会生活につなげる取組を進めます。

課題③「特別支援教育の拠点としての今後の総合支援学校の在り方」

現状と課題

地域の特別支援教育の拠点としての総合支援学校には、幼・小・中・高等学校等への相談支援などのセンター的機能の一層の充実が求められています。

県内の小・中学校の弱視特別支援学級、難聴特別支援学級に在籍する児童生徒はともに増加の傾向にあり、県内に1つずつ設置している視覚障害教育センター、聴覚障害教育センターでは、広範囲にわたっての指導や支援が十分とはいえない状況にあります。

一方、総合支援学校に在籍する児童生徒の自立と社会参加を一層促進する観点から、発達の段階や生活年齢等に応じて、生活の基盤となる地域で専門的な教育を受けるとともに、地域の同年代の児童生徒、地域住民との日常的なかかわりや相互理解を進めることのできる環境づくりを進めることが重要です。

また、総合支援学校に在籍する児童生徒の増加への対応が課題となっています。

対 応

- これまでの7支援地域内の相談支援のさらなる充実を図るとともに、県内を県東部、県中部、県西部の3つのエリアに分け、エリアごとに視覚障害教育センター及び聴覚障害教育センターを設置し、視覚障害、聴覚障害のある児童生徒へのきめ細かな指導や支援を行います。
- 近辺に総合支援学校が設置されておらず、一定数の学習集団の継続的な確保が見込まれる地域について、障害の状態や生活年齢等に応じた専門的な教育を、身近な地域で受けることができるよう、教育環境の整備を検討します。
- 今後、全県的な視点に立って、指導や支援の一層の充実を図るための体制を整備するとともに、児童生徒数の長期的な推計や、現在の教室の確保の状況、現有の学校の建物・敷地の規模、老朽化への対応等を総合的に勘案しながら、教室の整備等、学習環境の整備を進め、総合支援学校の教育の充実を図ります。

課題④「総合支援学校における防災教育の充実」

現状と課題

平成23年3月に発生した東日本大震災により、甚大な被害が生じました。このため、学校においては、東日本大震災の教訓を踏まえた防災教育の推進や施設の防災機能の強化など、より一層の防災対策の充実が求められています。

こうした中、各総合支援学校では、危機管理マニュアルを作成し、年数回の避難訓練を実施するなどの防災教育を実践しています。

今後、防災教育の一層の充実のためには、幼児児童生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等並びに地域や学校の実態に応じて、幼児児童生徒が危険な場所や状況を予測・回避したり、必要な場合には援助を求めたりするとともに、学校、家庭及び地域社会の災害安全に関する活動に参加・協力し、貢献できるようにすることが大切です。

また、総合支援学校の教職員の危機対応力の強化や、保護者・地域との連携による学校安全の推進などの総合的な取組を推進することも必要です。

対 応

- 幼児児童生徒が、災害に直面したとき、障害の状態や発達の段階、生活年齢に応じた的確に状況を判断し、周囲の人に支援を求めながら安全に避難するとともに、避難後も安心して生活を送ることができるよう、防災教育を充実します。
- 各総合支援学校は、教育活動等についての地域への情報発信に努めることにより、在籍する幼児児童生徒の障害の状態等についての理解促進を図るとともに、地域の参画を得た避難訓練を実施するなどして、地域との連携の強化を図ります。
- 在籍する幼児児童生徒の障害の状態や学校の立地条件等を踏まえるとともに、市町村作成の「ハザードマップ」と県が示す「土砂災害警戒区域等マップ」を活用した災害時における危険の予測や、防災アドバイザー等の指導・助言を生かした危機管理マニュアルの見直しなどにより、防災管理体制の充実を図ります。
- 各総合支援学校は、教職員が災害時に迅速かつ的確に行動できるよう意識の喚起に努めるとともに、一人ひとりの障害の状態等に応じた個別の対応方法を明確にすることにより、すべての児童生徒の安全を確保します。

課題⑤「特別支援教育についての理解の促進」

現状と課題

障害のある幼児児童生徒が自立し、社会参加するためには、一人ひとりの障害の状態等に
応じた適切な指導や必要な支援を行うことが重要ですが、周囲の理解と協力も大切で
す。

このため、現在「山口県特別支援教育フォーラム」の開催や、地域コーディネーターに
よる研修会の開催などに取り組んでいるところです。

しかしながら、フォーラムは、主に障害のある幼児児童生徒の保護者や学校関係者など
直接特別支援教育に携わる方の参加が多い状況にあり、今後は、広く県民の方々の参加を
得て、特別支援教育への理解を一層促進することが課題です。

対 応

- 現在、県内1箇所において開催している「山口県特別支援教育フォーラム」の開
催地を増やし、より多くの保護者や県民の方々が、より身近な地域で参加するこ
とが可能となるようにします。
- 市町教育委員会等と連携しながら、各地域で研修会等を開催し、特別支援教育の
理念や障害のある幼児児童生徒への支援の在り方等についての理解の促進を図りま
す。また、就学に関する情報を保護者等に分かりやすく提供できるよう努めます。

課題⑥「教員の実践的指導力の一層の向上」

現状と課題

小・中学校等の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の教育的ニーズに応えるためには、すべての教員が特別支援教育についての基礎的な知識及び技能を有していることが求められます。

現在、研修用テキストを活用した校内研修の実施や地域コーディネーターの助言を生かした事例検討会の充実、校内の推進役となる管理職や校内コーディネーター対象の研修会の開催等により、すべての教員が特別支援教育の理念や発達障害等のある児童生徒への支援についての研修を積み重ねています。

今後は、研修によって習得した基礎的な知識や技能を実際の教科指導や生徒指導等において活用していくことを通して、特別支援学級担任や通級による指導担当者、特別な教育的支援を必要とする児童生徒が在籍する通常の学級担任等が実践的指導力を身に付けていくことが重要です。

さらに、障害のある児童生徒への指導や支援の充実に向けては、障害の状態や発達の段階等に応じたICTを含む教材・教具の活用も重要であり、総合支援学校の教員の専門性や施設・設備を生かした取組の成果を踏まえた小・中学校等への助言や援助の充実が求められています。

対応

- 小・中・高等学校等の教員の実践的指導力の向上を支援するため、小・中学校の通常の学級における特別支援教育の授業研究を伴う講習会の開催とあわせて、総合支援学校における実地研修等を実施します。
- 小・中・高等学校等の教員の実践的指導力の向上を支援するため、主に知的障害のある児童生徒を対象とした教育の実践研究を行う山口大学教育学部附属特別支援学校との連携を図ることについて検討します。
- 小・中・高等学校等と総合支援学校との間で、1年間あるいは3年間の研修交流を行うなど、小・中・高等学校等の教員の特別支援教育の専門性ととも、総合支援学校の教員の教科指導や生徒指導等の専門性の一層の向上を図る取組を進めます。
- 総合支援学校におけるICTを含む教材・教具の活用による指導方法の工夫・改善の取組を進めるとともに、その成果を小・中学校等への助言や援助の充実に生かします。

【 質 疑 】

- 岡 野 委 員：防災教育の充実について、総合支援学校ごとに、通っている児童生徒の障害の状況や校舎の配置は異なるので、それぞれの学校に合わせたきめ細かな対応策を検討していただきたい。
- 特別支援教育推進室次長：見直し案に記載のとおり、各総合支援学校において一人ひとりの障害の状態等に応じた個別の対応方法を明確にし、しっかりと安全確保を図っていききたい。
- 中 田 委 員：災害時等の避難について、児童生徒の人数に比して支援できる教職員の人数は限られていると思うが、避難態勢はどのようになっているか。
- 特別支援教育推進室次長：例えば、車いすを利用している児童生徒に対して、誰が避難時に車椅子を押す役となるか、その役がない場合はどうするか等というところまで明示している。
現在の教職員の人数で、安全な避難ができるよう、しっかり取り組んでいきたい。
- 山 縣 委 員 長：総合支援学校高等部生徒の自立と社会参加ということで職業教育の充実に取り組んでいるが、総合支援学校卒業生の就職率はどのくらいか。
- 特別支援教育推進室次長：就職を希望する生徒の就職率は概ね98%前後である。
総合支援学校全体で考えると、26%前後である。

【 主 な 意 見 】

- 稲 野 委 員：学校現場の声をしっかりと聴き取って、学校での危険性が出来るだけ小さく、対応がスムーズにできるように配慮されたビジョンをつくっていただきたい。
- 宮 部 委 員：短期的な取組としては、マニュアルの整備や防災訓練といった取組は非常に意義深いですが、校舎の改築・建替等の長期的な視点で考えると、災害のリスクが少しでも少ない土地への移転ということも考えられると思う。

◆『山口県子ども読書活動推進計画（第3次計画）の素案』について、協議された。

山口県子ども読書活動推進計画第3次計画素案の概要について

第1章 子ども読書活動推進計画の策定にあたって

子どもの読書活動をより一層推進するため、子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や取組を示す第3次計画を策定

1 計画の位置付け

- 子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第1項に基づき策定するもの
- 市町が、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項に基づき、各市町の子ども読書活動推進計画を策定する際の基本となるもの

2 計画期間 平成25年度～平成29年度

| 年度 | ～19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |
|-----|------------------------------------|----|----|----|----|----|------------------------------------|----|----|----|----|
| 国 | 第2次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(H20.3月策定) | | | | | | 第3次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(H25.5月策定) | | | | |
| 山口県 | 山口県子ども読書活動推進計画第2次計画(H21.3月策定) | | | | | | 山口県子ども読書活動推進計画第3次計画 H25～29(5年間) | | | | |
| | 山口県教育ビジョン H10～24 | | | | | | 山口県教育振興基本計画H25～29(5年間) | | | | |

第2章 第2次計画期間における主な取組状況

1 子ども読書活動を取り巻く情勢の変化

- 図書館法の改正
- 新学習指導要領の全面实施
- 新しい情報通信技術を活用した読書環境の拡大

2 第2次計画における取組・成果と課題

家庭における課題

- 保護者への意識啓発と家庭における読書の実践が必要
読書の勧めが行われていない家庭 小学生約5割、中学生約6割 (H24)
- ブックスタートにおける絵本の手渡し方も含めた普及が必要

地域における課題

- 子ども読書活動推進計画について、2市町未策定のため策定が必要
- 公立図書館から学校図書館や幼稚園・保育所等への出張おはなし会や講師派遣などの取組は十分ではないことから、更なる連携・協力が必要
- 民間読書ボランティア団体は、地域や学校など様々な場所で活躍し、子どもの読書活動の推進にも大きな役割を果たしていることから、公立図書館は、ボランティア活動を行う機会や場所、研修の機会の提供など民間読書ボランティア団体と連携・協力することが必要

学校における課題

- 児童、生徒の読書習慣の定着が必要
学年が進むに従って、読書離れの傾向 小 5.3%、中 16.9%、高 45.0% (H25)
- 学校図書館の図書資料の整備が必要
学校図書館図書標準を達成した学校の割合 小 49%、中 37% (H24)
- 学校図書館担当職員の配置が必要
配置割合：小 34%、中 32% (H24) ※高校は、兼務で全校に配置
- 読書ボランティア団体と連携した読書活動の推進が必要
連携している学校の割合 小 79.4%、中 16.1% (H24)

第3章 子どもの読書活動推進に関する基本方針

「未来を拓く たくましい『やまぐちっ子』の育成」に向け、次の方針のもと、県民総ぐるみで、子どもの自主的な読書活動を推進します。

○ 県民総ぐるみによる読書活動の推進

家庭、地域、学校をはじめとして、社会全体で子どもの自主的な読書活動の推進を図るような取組を推進するとともに、必要な体制の整備に努めます。

○ 読書活動を支える環境の整備

子どもの自主的な読書活動の推進に資するため、家庭、地域、学校において子どもが読書に親しむ機会の提供に努めるとともに、施設、設備その他の諸条件の整備・充実に努めます。

第4章 子どもの読書活動推進のための方策

1 具体的な方策

| | |
|--------|---|
| 家庭 | <ul style="list-style-type: none">○ ブックスタートの効果的な実施方法も含めた普及促進○ 小学生の読書習慣定着のため「食事、運動・遊び、読書 90日元気手帳」の活用 |
| 地域 | <p>【公立図書館における推進】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 親子参加のイベントの開催など読書に親しむ機会の提供○ 山口県内図書館横断検索システムの活用により、県内の公立図書館や、大学図書館と連携した資料提供の充実○ 公立図書館による学校、幼稚園・保育所等への支援○ 公立図書館における民間読書ボランティア団体との情報交換や研修の機会の提供とネットワーク化の促進○ 運営の状況に関する評価等の実施 <p>【児童館や公民館等における推進】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 民間読書ボランティア団体等と連携した読み聞かせや、おはなし会などの活動の促進 |
| 学校等 | <p>【幼稚園や保育所等における推進】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 幼稚園・保育所における保護者に対する読書活動の大切さの普及・啓発 <p>【小・中・高等学校及び特別支援学校等における支援】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 一斉読書活動の奨励と内容の充実○ 各教科等を通じて、図書館を利用して、言語に関する能力の育成や情報活用能力を向上させる取組を奨励○ 高等学校におけるビブリオバトルなどの主体的な読書活動の取組○ 学校図書館図書整備5か年計画による蔵書整備や新聞の配備の推進○ 公立図書館の団体貸出の活用等による図書資料の整備・充実○ 司書教諭や学校図書館担当職員の配置促進と教職員の協力体制の確立○ 読書ボランティアとの連携促進○ 障害のある子どもたちの読書活動推進のため、タブレット型情報端末やマルチメディアデイジー図書等の活用 |
| 県民総ぐるみ | <p>【山口県子ども読書支援センターにおける子どもの読書活動の推進】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 新刊情報やイベント情報等を盛り込んだメールマガジンを配信○ 「子ども読書活動推進計画」の策定に係る助言○ 市町立図書館や公立図書館未設置自治体の公民館等への図書の貸出 |

| | |
|---------------|--|
| <p>県民総ぐるみ</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 図書館職員、民間読書ボランティア等を対象に研修や助言 ○ 地域において民間読書ボランティア団体の連携・ネットワーク化を促進 ○ 市町立図書館や民間ボランティア団体等への人材の紹介や講師派遣 <p>【社会的機運の醸成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「子ども読書の日」等に公立図書館でイベントを開催し、普及啓発 ○ 特色ある取組を実施している民間団体を表彰 ○ ホームページにおいて、公立図書館、学校図書館、民間読書ボランティア団体等の特色ある活動や実践事例を紹介し、取組を奨励 |
|---------------|--|

2 努力目標

| 指 標 | 現状値 | 目標値 |
|-----------------------------|-----------------------------------|-------|
| 読書が好きと感じている児童生徒の割合 | 小 72.3%、中 73.2% (H25) | 増加させる |
| 学校以外で月に1冊も本を読まない児童生徒の割合 | 小 23.8%、中 10.1% (H24) | 減少させる |
| 公立図書館における子ども向け行事開催回数 | 1,796回 (H24) | 増加させる |
| 一斉読書活動の取組状況 | 小 97.2%、中 89.7%、 高 42.1% (H24) | 増加させる |
| 読書ボランティアと連携して読書活動をしている学校の割合 | 小 79.4%、中 16.1% (H24) | 増加させる |

第5章 子どもの読書活動の効果的な推進に必要な事項

(1) 推進体制

① 県の推進体制

県子ども読書支援センターが、県の子ども読書の推進の中核的組織として、家庭・地域・学校へ支援する。

② 市町の推進体制

「子ども読書推進計画」の策定を促し、市町立図書館が読書活動の中心施設として家庭・地域・学校へ支援する。

③ 民間団体との連携・協力

県内で活動している民間読書ボランティア団体等の主体的な活動を促進、ネットワーク化を図り、相互に連携・協働して取り組む。

(2) 財政上の措置

この推進計画において示した各種施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

[参考] 今後のスケジュール

| 年 月 | 内 容 |
|-----------|----------------------------|
| 25年11月26日 | 第3回子ども読書活動推進協議会 素案諮問 |
| 12月初旬 | 県議会文教警察委員会 素案報告 |
| 12月 | パブリック・コメント(12月下旬～1月下旬 1月間) |
| 26年 2月 | 教育委員会会議 最終案協議 |
| 2月 | 第4回子ども読書活動推進協議会 最終案諮問 |
| 3月初旬 | 県議会文教警察委員会 最終案審議 |
| 3月 | 策定・公表 |

【 質 疑 】

- 稲野委員：子どもの読書活動が増えるようにと、様々な方策を考えているが、そうした方策をどう県民の方たちに浸透させていうかが非常に大事。整備したシステム等を県民の方等にしっかり活用していただけるよう、広報をしっかりしていただきたい。
- 社会教育・文化財課長：「県民総ぐるみ」をキーワードに、図書に関わる方々のネットワーク化を促進しながら、情報共有、情報発信の強化に努めてまいりたい。
- 稲野委員：最近では、インターネットで簡単にいろいろな物事を調べることができるが、ネット上の情報は、真偽が不明確なことも多いので、本を使って調べることも必要だということも教育の中に盛り込んで、学校や家庭に浸透させる取組が必要。
- 社会教育・文化財課長：様々なメディアの情報を読み取る力の一つとして、本で調べるということも重要だと認識している。「県民総ぐるみ」の取組を通じて、対応を考えてまいりたい。

【 主な意見 】

- 中田委員：子どもは親の姿を見て育つもの。親が本を読んでいる姿を見れば、子どもも興味をもって本を読むようになると思うので、やはり、家庭教育の部分が非常に大事。

意見交換

◆コミュニティ・スクールの推進について

コミュニティ・スクール ～地域とともにある学校づくり～

□ コミュニティ・スクールとは

2004年（平成16年）6月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により導入された新しい学校づくりの仕組みである。

保護者や地域住民等が**学校運営協議会**を通じて、一定の権限と責任を持って**学校運営に参画**しより良い教育の実現を目指すという**地域に開かれ、地域に支えられる学校づくりの仕組み**である。

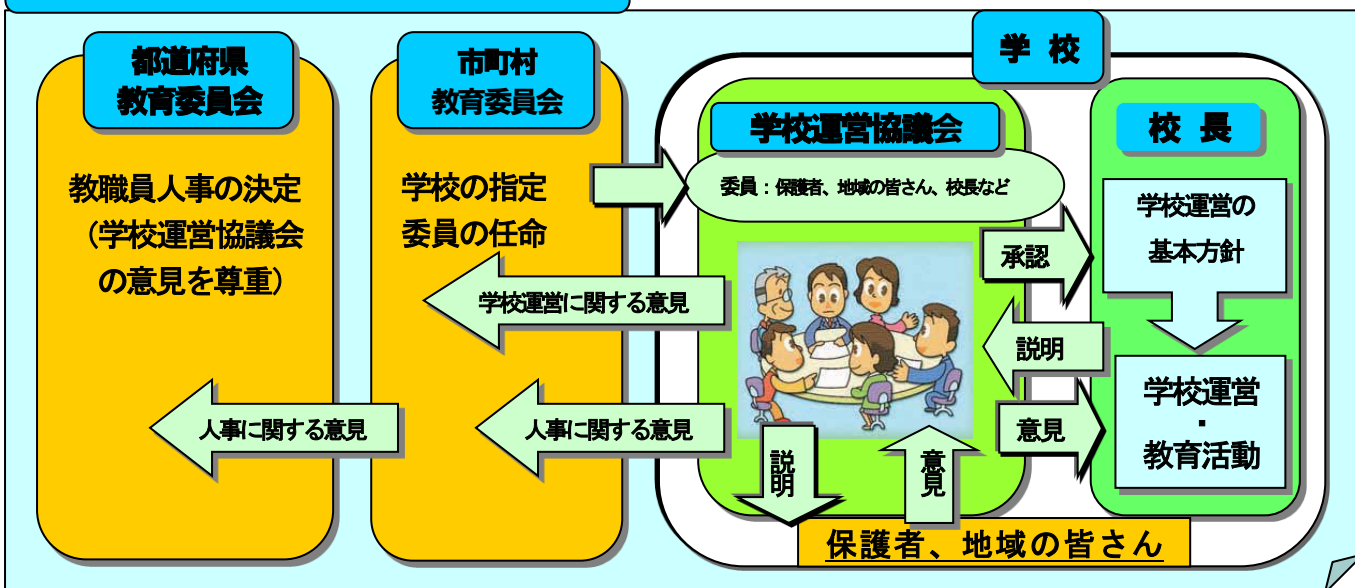
学校運営協議会

合議制の機関であり、**法律に基づいて**、学校運営、教職員人事について関与する**一定の権限が付与されている**。

- ・校長の作成する学校運営の基本方針の承認
- ・学校運営について教育委員会又は校長に意見
- ・教職員の任用に関して、教育委員会に意見（教育委員会は任用にあたってはその意見を尊重）

コミュニティ・スクールのイメージ

※文部科学省のイメージ図参照



□ 文部科学省等最近の動き

■ 平成23年5月2日（「地教行法」の規定の一部変更）

市町教育委員会が学校運営協議会の指定を行う場合、県教育委員会との事前協議が必要なくなり、市町教育委員会の決定によるものとなる。

■ 平成23年7月5日 「学校運営の改善の在り方等に関する調査研究者会議」から「子どもの豊かな学びを創造し、地域の絆をつなぐ ～地域とともにある学校づくりの推進方策～」がまとめられ、新たな視点を踏まえた5つの推進目標が示された。

- 1 今後5年間でコミュニティ・スクールの数を全公立小・中学校の1割へ拡大（3,000校）
- 2 今後の**学校運営に必要なアイテム**として、全ての学校で実効性ある**学校関係者評価**を実施
- 3 **中学校区**を運営単位として捉え、複数の小・中学校間の**連携・接続**に留意した**運営体制**を拡大

- 4 学校内の組織運営の管理にとどまらないマネジメントを目指し、学校の組織としての総合的なマネジメント力を強化
- 5 地域コミュニティの核として被災地の学校を再生し、震災復興の推進力となるよう、総合的な支援を実施

□ コミュニティ・スクール推進について本県のスタンス

- ◎ コミュニティ・スクールは、保護者や地域住民のニーズを迅速に学校運営に反映させ、学校・家庭・地域社会が一体となってよりよい教育を実現していく有効な手段の一つであり、一層の普及啓発活動に努める。
- ◎ 各市町の取組状況を把握し、学校が抱える課題解決、教育力を向上させる実践事例を広く県下に普及させる。
- ◎ 国の動向を各市町教育委員会へ周知し具体的な実践事例を普及させ、地域とともにある学校づくり協議会等への積極的な参加を働きかける。
- ◎ コミュニティ・スクールを基盤に県教委で推進している「地域協育ネット」の理念を普及させ、学校が家庭・地域と連携した学校づくりを進める。
- ◎ 平成29年度には、県内小・中学校の学校運営協議会設置率を80%以上となるよう市町教育委員会の指定を推進する

□ 山口県の現状

【現在「学校運営協議会」設置校のある地域】

■小・中学校 314校 (67.5%) H25.9月1日現在 (全国1,570校 H25.4.1現在)

【平成25年度コミュニティ・スクールの推進に係る調査研究事業 指定校】

■小・中学校 9校

(継続) ・琴芝小 ・上宇部中 ・伊佐中 ・玖珂中 ・萩東中 ・深川小 (事務)

(新規) ・久賀小 ・久賀中 ・麻里布中

□ 取組の実際

— 成果 —

- 学校の教育活動のあり方について、改善意見や地域の実態を踏まえた意見を受け入れることで、より一層学校と家庭・地域の結びつきが強まった。
- 学校支援ボランティアを活用したことで、授業への意欲が高まり効果的な学力向上支援を行うことができた。また、学校支援ボランティア自身も自己実現と充足感を味わうことができた。
- 児童生徒が地域（ふるさと）とのつながりを感じる機会が増え、地域に誇りと愛情を持つようになるとともに、自らが地域に貢献しようという意識の高まりが見られた。

— 課題 —

- 保護者や地域に対して、コミュニティ・スクールについての理解を深め、一部の協力を頼るのではなく、多くの地域の方や保護者の参画意識を高める必要がある。
- 学校運営協議会を設置している学校において、連携・協働の状況に違いがある。
- 学校運営協議会の委員は多様な人材が必要であるが、核となる委員の人材確保については課題がある。

山口県のコミュニティ・スクールの現状について

平成25年9月1日現在

| 市町 | 校種 | 学校数 | 運営協議会 設置校数 | 合計 | 運営協議会 設置率(%) | 市町の動向 |
|--------|----|-----|---------------|-----|-----------------|-------------------------------------|
| 岩国市 | 小 | 35 | 3 | 14 | 27.5% | 平成25年度 玖珂中・麻里布中調査研究 |
| | 中 | 16 | 11 | | | |
| 和木町 | 小 | 1 | 0 | 1 | 50.0% | |
| | 中 | 1 | 1 | | | |
| 柳井市 | 小 | 11 | 11 | 15 | 100.0% | 平成20年5月1日全小中学校を指定 |
| | 中 | 4 | 4 | | | |
| 周防大島町 | 小 | 12 | 11 | 14 | 82.4% | 平成25年度 久賀小中学校調査研究 |
| | 中 | 5 | 3 | | | |
| 上関町 | 小 | 2 | 0 | 0 | 0.0% | |
| | 中 | 1 | 0 | | | |
| 田布施町 | 小 | 5 | 0 | 0 | 0.0% | |
| | 中 | 1 | 0 | | | |
| 平生町 | 小 | 2 | 2 | 3 | 100.0% | |
| | 中 | 1 | 1 | | | |
| 下松市 | 小 | 10 | 0 | 0 | 0.0% | 中学校区単位で地域協育ネットを推進する |
| | 中 | 3 | 0 | | | |
| 光市 | 小 | 11 | 0 | 5 | 31.3% | 平成25年度から全中学校 平成26年度から全小学校の実施を目指す |
| | 中 | 5 | 5 | | | |
| 周南市 | 小 | 30 | 30 | 46 | 100.0% | 平成24年度全小中学校で推進 |
| | 中 | 16 | 16 | | | |
| 山口市 | 小 | 34 | 34 | 51 | 100.0% | 平成24年度中全小中学校で推進 |
| | 中 | 17 | 17 | | | |
| 防府市 | 小 | 17 | 17 | 28 | 100.0% | 平成24年度 全小中学校で推進 |
| | 中 | 11 | 11 | | | |
| 宇部市 | 小 | 24 | 23 | 35 | 94.6% | 平成25年度 上宇部中・琴芝小調査研究 |
| | 中 | 13 | 12 | | | |
| 山陽小野田市 | 小 | 12 | 0 | 0 | 0.0% | 平成24年度全中学校に地域協育ネットを設置 |
| | 中 | 6 | 0 | | | |
| 美祢市 | 小 | 20 | 3 | 5 | 17.9% | 平成25年度 伊佐中調査研究 |
| | 中 | 8 | 2 | | | |
| 下関市 | 小 | 52 | 52 | 74 | 100.0% | |
| | 中 | 22 | 22 | | | |
| 萩市 | 小 | 21 | 4 | 6 | 16.7% | 平成25年度 萩東中調査研究 |
| | 中 | 15 | 2 | | | |
| 長門市 | 小 | 11 | 11 | 17 | 100.0% | 平成25年度 深川小調査研究(事務) |
| | 中 | 6 | 6 | | | |
| 阿武町 | 小 | 2 | 0 | 0 | 0.0% | |
| | 中 | 2 | 0 | | | |
| 合計 | 小 | 312 | 201 | 314 | 67.5% | |
| | 中 | 153 | 113 | | | |

◆年度別コミュニティ・スクールの指定状況

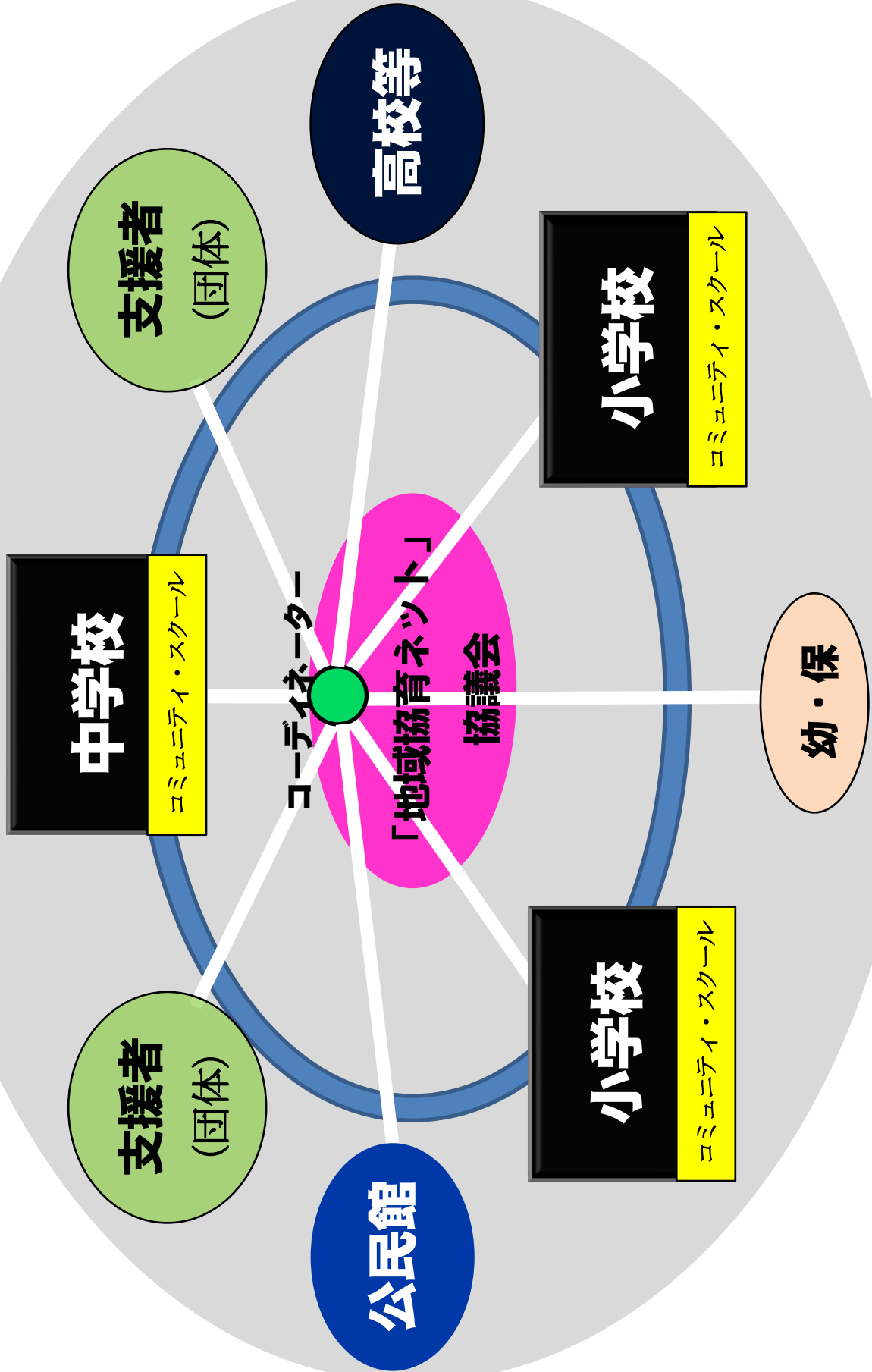
| 年度 | 小学校 | 中学校 | 合計 | 累計 | 設置率 |
|-------|-----|-----|-----|-----|------------|
| H18年度 | 1 | 2 | 3 | 3 | 0.6% |
| H19年度 | 0 | 2 | 2 | 5 | 1.1% |
| H20年度 | 18 | 3 | 21 | 26 | 5.5% |
| H21年度 | 6 | 3 | 9 | 35 | 7.4% |
| H22年度 | 6 | 2 | 8 | 43 | 9.1% |
| H23年度 | 23 | 15 | 38 | 81 | 17.2% |
| H24年度 | 38 | 20 | 58 | 139 | 29.5% |
| H25年度 | 109 | 66 | 175 | 314 | 67.5%(9/1) |

◆文科省コミュニティ・スクールの推進に係る調査研究指定校

平成17年度から平成25年度まで

- 小学校 15校
- 中学校 17校
- 計 32校

コミュニティ・スクールを活用した地域協育ネット(例)



【 質 疑 】

- 宮 部 委 員：資料によると、各市町によって取組状況に随分差があるが、この点について説明願う。
- 義務教育課長：学校運営協議会設置率の低い市町については、学校運営協議会という組織はないけれども、各校区で地域や保護者を巻き込んだ取組を昔から推進している、または公民館や関係機関との連携強化を既に図っているという状況がある。
そうした類似した組織や連携した取組がある程度機能している状況にあるので、学校運営協議会の設置に特別の必要性は感じていないけれども、設置に向けた検討は進めているという状況である。
- 岡 野 委 員：逆に、学校運営協議会の設置率が100%となっている市町の実現はどうか。中身が充実しているのか。
- 義務教育課長：学校運営協議会を設置している学校において連携・協働の状況に違いがあることは資料の課題にも記載してあるとおりであります。
やはり取組の時間的な浅さから、学校と委員の方々の共通理解が十分でないという事例も見受けられることから、双方の意識・共通認識をしっかりと高めていく必要があると考えています。
- 山 縣 委 員 長：以前、ある学校を訪問したときに、校長先生からコミュニティ・スクールが出来ると負担が増えるので、先生方もなかなか率先して取り組むまでには至らないというお話を聞いたことがある。
現在は、その学校もコミュニティ・スクールに取り組んでおられるが、先生方の仕事上の負担という点をどう考えているか。
- 義務教育課長：確かに学校運営協議会の運営については、導入初期では負担増に繋がることはあると思っています。
しかしながら、校内体制が整い、連絡調整を担うコーディネーターが地域で育ったり、地域ボランティアが自立したりして機能し始めれば、現在、先生方が担っている業務は将来的に軽減されるものと考えています。
- 山 縣 委 員 長：上手く運営されている協議会には、素晴らしいコーディネーターがいる。このコーディネーターの育成の取組について何かあれば。
- 義務教育課長：事務局では、年8回、コーディネーター養成講座を開催しており、本年度も200名以上のご参加をいただいたところである。
こうした支援を通じて、コーディネーター育成を進めることで、生徒指導上の課題が減った、あるいは地域からの苦情が減ったという事例も全国で報告されているので、地域と一体となった取組を進めていきたい。
- 稲 野 委 員：運営協議会に必要な人材を確保し、地域活性化に結びつけるには、地域住民等への取組の周知が必要。広報の取組はどうか。
- 義務教育課長：市町によって取組状況には差があるが、関係機関・関係団体等と協働して、幅広い方々に参画を促す必要があると考えています。
一部の先進的な市教委においては、市の広報紙に定期的にコミュニティ・スクールに関する紙面を入れて、市民に広報するという取組を行っている。

- 中 田 委 員：最初に運営協議会を立ち上げる時には、学校側が問題点や課題を明らかにした上で、地域住民の方に参画していただくのが良いと思う。
最終的には総花的になるにしても、導入初期は目的がはっきりしないと上手く運営出来ないし、成果も上がらないと思う。
- 義務教育課長：目的や課題意識をもった取組をされている運営協議会ももちろんあるが、学校としては非常に激しく変化していく状況のなかで、よりきめ細かく子どもたちの状況を見ていく必要がある一方、地域には住民同士の絆づくり・コミュニティづくりといった目的の中で、子どもたちを育てていくというお互いがウイン・ウインの関係になることで、本当に地域と連携した組織的な取組、学校の変化が期待できるようになる。
- 学校運営協議会の運営に当たっては、目的・課題という共通認識で進めていく部分と、社会総掛かりで子どもを育てる部分という2つの視点で進めているところである。